

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 英国戦時の食糧問題と農業政策 ( 上 )                                                                                                                                                                                              |
| Sub Title        |                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 堀江, 帰一                                                                                                                                                                                                            |
| Publisher        | 慶應義塾理財学会                                                                                                                                                                                                          |
| Publication year | 1918                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.875(1)- 900(26)                                                                                                                                     |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 論説                                                                                                                                                                                                                |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中元の御贈答品

三越はデパートメントストアでありますから、お子供衆から、お年寄のお方へのお恰好なる中元御贈答品が澤山取揃へて御座います。特に三越の『商品券』は御

中元御贈答品賣出し

七月二日より……

辻永氏洋書展覧會

七月五日より九日まで

五星會木彫展覧會

七月五日より九日まで

須田輝洲氏洋畫展覧會

七月十二日より十六日まで

贈答品として便利  
此上もないとて非  
常な高評で御座い  
ます。もう中元で  
御座います、お中  
元の御贈答品は三  
越の品に限りませ

●町河駿京東●

三越呉服店



## 三田學會雜誌 第十二卷第七號

論 說

### 英國戰時の食糧問題と農業政策(上)

堀江 歸一

一國が國際間の戦争に従ひ、其期間の長きに亘るや、經濟上の變動に依て、國民の生活に種々の影響を及ぼさざるを得ず。就中戦争の場合に、其初期に於て早く影響の著しきは、兵員の徵募に依る勞働者の供給不足是れなり。即ち交戦國は一方に多數の豫後備兵を召集して、之を交戦地域に送致すると共に、壯丁を兵籍に編入

第十二卷 (八七五)

論

說

英國戰時の食糧問題と農業政策

第七號

一

し、之に軍事上の教練を授くるを以て、二者相重なりて、労働者の労働市場に出入する者の數に減少を來すことを免かれず。一方に戦争の進行するや、多量の軍需品を必要とし、其或るものは從來製造せられたる物資の用途を變更することに依て、之を充すを得れども、同時に新規の産出を必要とし、又平和時代に於けるよりも多量の産出を必要とし、自ら勞力に對する需要の緊切なるに至る可し。然らば一方に勞力の供給を減じて、他の一方に之に對する需要の増加する以上は、労働市場に於ける調節は打破せらるゝの道理なると共に、國家が戦争を遂行する爲めに必要とする軍需品も、國民が平常の生活を持続するに必要とする消費品も供給に不足するに至る可し。之に對する政策として、今日交戦諸國の間に行はるゝものは、一、二に止まらず、或は積極を主とし、或は消極を旨とし、殆ど千差萬別の觀ありと雖も、之を概括すれば、左の數點に歸着するものとす可し。

第一、國內に於て、勞力需給の調節を缺き、又は内國に於ける需要異常の程度に増加し、生産の之に及ばざる場合には、從來工場法の規定若しくは職工組合の規約中、特に労働の供給に控制を加へたるものを緩和し、例へば労働時間を成規以上に延長し、或は超過時間の労働に關する制限を寛大にし、或は婦人小兒の就業を盛にし、或は職工組合員をして、組合外の労働者と共に、労働せしむる等種々の方法手段を盡して、生産の増殖に勉む可く、第二、斯く内國に於ける生産高の増加を短日月の間に期するは甚だ困難にして、寧ろ外國物資の輸入に依て、内國供給の不足を補充するを便利なりとす可く、又現に開戦以來平生外國物資の供給に依頼することの大なる英國に於て、其輸入の劇増して、已まざる所以なり。第三、然れども、戦時に一國が他國より物資の供給を仰がんとするも、船舶不足に基く運賃の騰貴、海上運送の危険に伴う保険料の上進に依て、事の困難なるは勿論敵國の封鎖に依て、輸送の不可能なる場合あることを認めざる可からず。第四、斯る運送上の困難は、輸入の容易なるを得るとするも、其容易なるに乗じて、多量の外國物資を輸入することは果して得策とす可きや否や、戦時交戦諸國が最も困難を感ずるは、對外債務の決済にして、獨逸の如く四面を敵に包圍せられ、外國との交通の全然遮断せられたる國は、内に物資の供給に就て、絶大の困難を感ずる代りに、外に對外債務の決済に苦しむこと少なしと雖も、英國の如く、外國との交通の比較的自由なる場合に、内國に

於ける物資供給の不足を外國物資の輸入に依て補はんか、勢對外債務を決済するに就て、外國の援助を仰がざる可からず。即ち戰時外國に於て公債を發行し、又は自國の有する外國有價證券を外國に賣戻し、其收入を對外債務の決済に充つるが故に、孰れの方法を以てするも、對外債務を加重するか、對外債權を喪失するか、其一を免かれず。茲に於てか、交戰國は輸入品中、國民の消費に重要なるものと、然らざるものとを區別し、前者の輸入を容易ならしむる爲めに、後者の輸入を制限するの政策を施すに至れりと雖も、未だ之を以て所期の効果を擧げんとするに、事の困難なるものあり。隨て第五交戰諸國は内に物資の生産を奨励すると共に、斯く奨励せられて増加したる物資の供給を以て、之に對する需要に應ずる能はざるときは、物資の節約を以て、之に當らんとし、國民の自治的運動に依て、物資の節約を求め、或は國家の立法を以て、同一の目的を達せんとするの已むを得ざるに至るものとす。英國が歐洲戰爭の今日、戰時の食糧問題を解決する爲めに施したる諸般の政策は、即ち以上の諸點に支配せられたるものに外ならず。戰時食糧の供給に幾何の効果を致したるや、一個の問題なると共に、戰時に行はれたる政策が戰後に如何なる

影響を及ぼすや、他の重要問題なりとす可し。

## 二

英國に於ける農業の荒廢が十九世紀の央に行はれたる關稅改革、新關稅則に於ける外國穀物の自由輸入に存するは明白の事實にして、現に千八百七十年代穀價に低落を來すや、耕地の牧畜地に變更せらるゝもの相次ぎ、千八百七十二年英蘭并にウエールズに於ける小麥耕作地の面積三百四十六萬三千エーカーなりしもの、千九百十三年には百七十萬二千エーカーに減少し、大麥耕作地の面積も亦二百六萬四千エーカーより百五十五萬九千エーカーに減少したり。千八百四十六年英國に於て穀物條例廢止せられ、農業衰微の端を開きたりと雖も、尙ほ年來の情勢の然らしむる所として、國內に産出せらるゝ小麥は其數量に於て、輸入額の二倍を數へたり。然るに近年に於ては、供給の七割乃至八割は外國の輸入に係るとすれば、其輸入の杜絶し、又は制限せらるゝに當り、英國が食糧供給上の危機に際會するや、論を俟たず。千九百四年を以て組織せられたる「戰時食糧并に原料品供給問題」に關する委員會は全體に於て樂觀的態度を保持して、此問題に臨み、政府亦委員會の提

案中、平和時代に於て實行す可き、又は少なくとも實行の緒に就かしむ可きもの、計畫を閑却し(例へば穀物貯藏所設立の如き)以て今日に至れるが、今回の戦争に於て、英國は直に食糧の供給に就て、容易ならざる混亂状態に陥れり。即ち政府は千九百十四年八月五日の勅令を以て、總て人類の食料たり、畜類の飼料たる可き物資の輸出を禁止したるが、本來食糧供給の大半を外國に仰ぐの地位に居る國に於て、單に輸出の禁止を實行したるの故を以て、何等食糧問題の解決に資する能はず、却て國內に於ける供給の現在に於て乏しく、又將來に於て乏しかる可き事實を眼前に暴露するの嫌を免かれず。斯くて物資に對する需要は急劇に増加して、代價の騰貴を促したり。茲に於てか内閣に附屬して、當面の問題に處す可き委員會はマツケンナ氏を委員長として組織せられ、委員會は先づ活動の第一着手として、有名なる食糧小賣商人を召集し、其意見に基き、砂糖、牛酪、乾酪、鹹豚肉等に對する最高價格を公定し、一方に食糧供給の實狀を調査して、今後收穫せらる可き食糧を加へて、將來五個月間の供給を支持する分量の存在する事實を公表し、食糧の貯藏を抑制する爲めに、商務院は不當に貯藏せられ、又は買占められたる食糧を相當の代價を

以て、買受くる權能を有するの法律制定せられ、加奈陀政府の供給、英國政府の管理に移れる鐵道に依る運搬の便宜等に依て、一時の危機に應じ、現に標準小麥(マニトパ第一號)に就て見るに、千九百十四年一月より七月に至る平均一クォーターの代價三十七志なりしものが九月初旬に於て五十志に騰貴したるに、十月中旬には却て四十四志に低落し、一時の小康を示すを得たり。

然れども上記の如き小策のみを以て、食糧の供給を支配し、又其價格を左右するは、到底之を期する能はず、千九百十四年十一月に入るや、小麥の價格は次第に騰貴し、翌年五月に至るまで、其勢を改めず、此間一時七十三志六片と云ふが如き千九百十四年の前半季に比較し、殆ど二倍に當る高價を示したり、茲に於てか世間の非難漸く盛にして、屢々議會の問題に上り、時の首相アスキス氏も亦小麥の價格が砂糖を除き、人生々活の必需品中最も騰貴したることを明言したり。即ち千九百十五年二月に於ける諸食料品の代價を取つて、前年同時期の代價と比較し、其騰貴率を見るに、小麥は七割二分、麥粉は七割五分、砂糖は七割二分、英國産肉は六分、外國産肉は一割二分、石炭は一割五分に上るの計算なり。小麥の代價に以上の騰貴を來し

たるは、種々の原因に出づるものにして、殊に(一)新に軍隊に編入せられたる者の食糧に於ける需要が召集前の生活に於けるよりも増加したること、(二)伊太利、和蘭、佛蘭西の諸國が英國の市場に存する食糧を異常に買入れたること、(三)濠洲に於ける穀物の收穫不良にして、濠洲自身食糧の輸入國たらんとするに至れること、(四)佛蘭西并に白耳義の一部が荒廢したること、(五)印度政府が一時小麥の輸出を制限したること、(六)天候不良の爲め、アルゼンチンより穀物の到着を妨げたること、(七)ダーネル海峽の封鎖が露國穀物の輸出を妨げ、一時其港灣に堆積する小麥が一千万クオーターに上れることの如き、最も重要なりとす可く、之に加ふるに運賃の騰貴、輸送の困難の如きも亦其副因を以て、目す可きなり。

此際に當つて、大に人心を刺戟したるは、穀物取引業者の暴利を貧りつゝある事實の暴露したること是れなり。個人營業者に就ては、事情の明なるを得ず、後日戦時利益税法の適用せらるゝに至つて、之を知るを得たれども、會社組織のものに於ては、其發表する貸借對照表の數字の偽る能はざるものあり。公衆は物價騰貴の爲めに、生活費の膨脹に苦しめるの際、斯る暴利を貧る者あるの事實に接して、不平

の念を禁ずるを得ざりき。普通の場合に於て、物價の變動するときは、或る期間物價騰貴するや、相次いで其低落を來し、曩に物價の騰貴に依て利益したる者をして、後に物價の低落に依て、損失せしむるに至る一方に、社會公衆も物價の反動的下落に依て、其騰貴時代に蒙れる苦痛を緩和するを得るの道理にして、從來社會公衆が物價の變動に對するや、多く其自然的調節に依頼して、安んずるを得たる所以なるが、戦時の變動に就ては、假令物價の騰貴が需要供給の不適合に由來することの明白なる場合に於ても、外國より輸入を促進して、供給を増加せしむることの困難なると共に、内地の生産高を増加して、同様の目的を達することも亦容易ならず、隨て食糧代價の騰貴に對して、當時世人の反感の平時に比較して、酷烈なるものありしは、敢て怪むに足らざるなり。而して政府は開戦の當初より、内國に於ける小麥の貯藏高に就て、精密なる調査を施しつゝありしが、貯藏高次第に減少し、然も之を二三週間の消費に必要な分量以下に低減せしむるを許さざるの事情あるを以て、政府は先づ貯藏高を増加するを以て、當今の急務なりとし、千九百十四年十一月より翌年二月に至る間、合衆國并にアルゼンチンに就て、約三百萬クオーター

の小麥と若干の麥粉を買收したり。當時政府は穀物供給委員會なるものを組織して、其買收に當らしめたるを以て、民間輸入業者の利益を傷くるの非難を蒙りたれども、要するに政府が斯る巨額の穀物を掌裡に有し、代償の暴騰を制する爲めには、何時にても之を賣却す可く、又事實賣却したることある以上は、其穀價の確實を維持するに資するものあるは勿論にして、千九百十五年の上半季に於て、穀價に急劇の變動を生ぜず、聊か低落の徴を呈したるは、主として穀物供給委員會の處置、之を然らしめたるものとす可きなり。

右の外に、穀價の調節に與つて力ありしは、印度の小麥供給是れなり。蓋し印度は英國の小麥供給上、合衆國、加奈陀に次ぎ、濠洲と相並んで重要な地位を占め、千九百十四年の貿易表に據れば、印度小麥の輸入額は全體の五分の一に居れり。茲に於てか政府は印度より多額の小麦を輸入して、以て時局の急迫に當らんとし、印度政府と協定し、總て印度に於て過剰と爲れる小麦は之を英國に輸入せしめんとし、政府監督の下に、輸入業者をして輸入に當らしめたり。而して千九百十五年六月より十一月に至る間に於ては、小麦の代價は一クオーターに付き五十志乃至六十志を上下し、生活費の膨脹に關する攻撃亦緩和せらるゝが如く爲りしが、同年の冬期に入るや、事情一變し、十二月より翌千九百十六年二月に至る間穀價は五十八志六片より七十三志に至る間を往來したり。思ふに此際に於ける穀價の騰貴に就ては、二個の原因の擧ぐ可きものあり。第一は聯合諸國が倫敦市場に於て、小麦を買入るゝ結果、互に競争して、價格を騰貴せしむることにして、第二は運賃の騰貴したること是れなり。隨て第一の點に關しては、英國政府より佛伊兩國の政府に通牒し、倫敦に聯合委員會を常設し、日々會合して、各自代表する政府の必要とする高を買入るゝに就て、協議することゝし、第二の點に就ては、千九百十五年十一月以後政府は船腹を徵發するの方針を取り、英國と北米との間を航海する船舶は船腹の五割乃至七割五分を擧げて、小麦并に麥粉の運送に供せざる可からずとし、同時に其運賃にも制限を加へたるを以て、爾來小麦の價格は低落し、千九百十六年六月に於ては四十八志六片の低きに至れり。

然るに千九百十六年七月以後に至るや、合衆國、アルゼンチン、印度、加奈陀の如き英國に小麦を供給する諸地方の收穫不良なるの事實明瞭と爲り、唯一の濠洲に

於て收穫良好の望ありと雖も、濠洲より多量の穀物を輸入するには、船舶不足の折柄種々の困難の伴うものありて、穀物供給の將來に不安の狀を呈したるを以て、一時前記の程度に低落したる小麥の代價は再び騰貴し、十月には八十六志の高さに至れり。往年穀物條例の適用中に於ては、穀價の百志を上り、九十志臺を出入するは、敢て異とせざりしが、其廢止後に於て九十志に近き價格に上れるが如き、常軌を逸するの甚だしきものとせざるを得ず。同年九月職工組合大會の開催せらるゝや、斯る物價の騰貴に對して、非難を加へ、政府に向つて、最高價格を決定するか、又は供給を支配するか、二途の一に出づ可きことを勸告したるもの亦偶然に非ざるなり。

## 三

茲に於てか政府の食糧政策は従前に比較して、一段の進歩を致さざる可からず。即ち政府は千九百十六年十月、國內に於ける小麥并に麥粉の供給を調査し、政府の爲めに小麥、麥粉を賣買し、其引渡を管轄し、且つ供給を維持するに必要なの方策を施すことを職務とする委員會を組織したり。曩に組織せられたる穀物供給委員

會は事實に必要な貯藏高を買入るゝに止まり、穀物一般の取引は之を私人の自由に委したるが、今や新に組織せらるゝ委員會に於て、穀物の輸入賣買其他の手續を管理し、以て需要と供給とを調節することゝしたり。是れ恰も千九百十四年九月砂糖供給に關して組織せられたる委員會と趣意目的を一にするものにして、思ふに同委員會が組織後大に活動し、玖瑪、ジャヅア、モーリシアス、南亞米利加の地方に就て、盛に砂糖を買收したる結果、同年十一月に至つて、貯藏高の不足を補給し、商務院の決定したる最高價を三片四分の三より、三片半に低減するを得せしめたる事實の如き、穀物に關する同一委員會の組織を促したる原因とす可し。然らば實際に穀物管理委員會は如何なる行動に出でたるや。蓋し前年來濠洲に於ては、諸國の小麥に對する需要の殺到する爲め、之に備うる目的を以て、政府自ら收穫高の全部を買收し、之を穀倉に保藏したり。故に英國政府が右委員會の活動を見越して、濠洲に就て、小麥を買入れんとするや、其買入は最も自由にして、必要の存する以上は、其供給を收むるに難からず、唯運送の便宜の之に伴うや否やを問題としたり。元來濠洲より穀物を輸入するに要する運賃は合衆國より輸入する運賃の五倍に



當るを以て、前者の負擔の大なるは論を俟たず。更に船腹不足の爲めに、運賃に騰貴を來さんか、政府の濠洲に於て小麥を買入るゝもの如何に大なるを得たりとす。内國の供給を潤澤ならしむるの効果を期する能はず、小麥の政府輸入と相俟つて、船舶管理の履行を必要としたる所以なり。即ち政府は濠洲より輸送せらるゝ小麥に對しては所謂公定運賃率(Bulk Freight Rates)を適用することゝしたり。故に例へば千九百十六年十月倫敦に於ける小麥一クオーターの市價八十六志なる場合に、濠洲に於ける積出價格は三十八志に居るを以て、政府は後者に公定運賃を加へたる價格を以て、倫敦に於ける市價を控制するを得べきなり。

既に穀物に對して政府は其供給を管理し、砂糖に就ても之を管理し、肉類にも亦同様の處置に出でたる以上は、更に一步を進めて、是等の行政を統一する機關あるを必要とす。然らずんば各方面に行はるゝ行政に衝突を來して萬全の効果を擧ぐる能はざるを以てなり。即ち千九百十六年十二月特に食糧省を設置し、食糧に關する一切の行政を掌ることゝし、一方に商務院亦同年十一月國家防護律の改正に據り、食糧として重要な關係ある物資の供給を維持するに必要ある場合には、(一)

重要なる食糧は總て之を消耗せしめず、又破毀せしめざることを、(二)食物の用法を指定し、或る方法に用ひしめざることを、(三)食物製造の方法を指定すること、(四)全國に於ける食物の賣却、分配の方法を決定すること、(五)代價の不自然なる騰貴を防遏する爲め、市場に於ける取引の方法を制限すること、(六)食糧の代價をして或る一定の時期に於ける代價に超過せしめざるの制限を設くること、(七)商務院は食糧の供給を管理すること、(八)食糧の貯藏高に關して、完全なる報告を徴することの權限を收めたり。即ち從來食糧に關する管理は砂糖、肉、小麥の三種に限られたれども、今や政府は是等以外に、其必要と認むる方面に手を及ばずを得るの道理にして、現に一般的性質を有する三個の命令は新制度の下に發せらるゝを見たり。

第一、食物に廉價なる分子を加へ、所謂戰爭麵粉(Warfare Flour)を國民に供へんとするもの。此命令は千九百十六年十一月二十日發布せられたるものにして、各品質の小麥より製造する麥粉の量を普通の割合より大ならしむることを目的とし、千九百十七年一月一日以後小麥の一定量より精製する麥粉の割合七割を七割六分に改め、此割合を以て精製せられたる麥粉に非ざれば麵粉の原料とす可からざることを、し、以

て戦争麵麩製造の第一着手とし、更に千九百十七年一月二十九日の命令に於ては、右の割合を八割一分とし、又之を七割六分に止むるときは、大麥、米、玉蜀黍、豆の粉五分を加ふるを得ることとし、二月二十四日に至りて、後者の規定を廢止し、四月下旬政府は國內に於ける製粉所を管理し、管理委員を任命して、以て命令の貫徹を期したり。

第二、公衆の食事を制限して、食糧を節約せんとするもの。開戦の當初大旅館は從來の獻立に制限を施したるが、此事たる、當業者任意の處置たるに止まり、何等強制的性質を有せざりき。然るに千九百十六年十二月上旬公衆食事令なるもの制定せられ、商務院は料理店其他公衆の出入する食事場が午後六時より九時半に至る間は三種以上、其他の時間に於ては、二種以上の料理より成る食事を客に供す可からず、乾酪は一品に計算せず、又前菜、デザート、スープの類は半品に計算することとし、五日より之を履行することとしたり。斯る命令を實行して三四個月を経過したる實驗に徴するに、簡素なる食事に代つて、實量ある食事行はれ、肉類の消費高に増加を來したり。斯くて四月新公衆食事令制定せられ、勞働者の専ら出入する

食事場にして、一回の食費一志三片以下のものは之を措き、他の旅館料理店等は毎週一回倫敦に於ては火曜日、其他の地方に於ては水曜日を無肉日とし、無肉日并に金曜日の外は、馬鈴薯を供せず、一の客人に對して、一日供給する食物の分量を肉の十二オンス、麵麩の八オンス、小麥粉の二オンス、砂糖の一オンス七分の一に制限することとしたり。蓋し此の定量食事制度の下に於て、當局者は十一月に比較し、肉に六割五分、麵麩に五割三分、砂糖に六割三分の節約の行はるゝを期したるものなり。一方に食糧管理官は一般家庭をして食物を節約せしむるを必要とし、千九百十七年二月宣言書を發し、若しも各消費者にして一週間に付き一封度麵麩の消費を半封度の肉の消費を節約せんか、是等食物の一年に節約せらるゝもの一百萬噸に及ぶ可く、隨て家庭の各員は一週間の麵麩消費量を四封度に、肉の消費量を二封半に、砂糖の消費量を四分の三封度に制限す可きことを切言し、次ひで三月七日の宣言書に於ては、麵麩の消費量を三封度半に、四月に於ては砂糖の消費量を半封度に制限せんとしたり。此標準を基礎として計算せんか、英國に於ては一年二千三百萬袋(一袋二百八十封度入)の小麥を要するに過ぎず、之を平時に於ける需要高四

千萬袋と比較せんか、一年の節約高は四割に當る可く、更に二割の混和物あることを計算すれば、節約高は五割に上ることゝ爲る可し。

然るに數個月を経て、食糧監督官の命令必ずしも履行せられず、殊に商工業繁昌の地方に於て、違反者の多き事實明瞭と爲るや、政府は従來行ひたるものよりも、別種の手段に依らざる可からざるを認め、千九百十七年五月二日皇室を煩し、皇帝親しく詔勅を下して、以て人民の食物濫費を戒しめられたり。即ち皇帝は各家庭に於て、男女共各種の穀物を消費するに就て、絶大の注意を以てす可く、家長たる者は平時に比較して、少なくとも四分の一だけ麵麩の消費量を節約す可く、菓子に麥粉を使用せず、麵麩以外の食物を節約し、馬の飼料に裸麥其他の穀物を用ふるには、總て國家の特許に依らしめ、而して國家は國民的利害の維持に必要な場合の外、特許を與へざることを明にせられ、此詔勅の寫は活動寫眞に依て全國到る所に播布せられたり。此外に國民任意の行動に依て、食物の消費を節約せんとしたるは、戰時貯蓄委員會の運動是れなり。同委員會は倫敦に本部を置き、全國に亘つて千二百の支部を設け、種々の方面に於て、節約に資する計畫を案出した。例へば中央

戰時厨房并に幾多の地方厨房を設け、電氣瓦斯を供へて、自由に使用するを許すが如き、地方旅館の料理人をして料理に關する説明を公にせしめ、儉約を獎勵する文字を印制したる揭示板を各地方に配布したり。

第三強制的方法に依て、食物に對する需要を節約せんとするもの。任意の食物制限に次いで、來る可きは強制的制限にして、若しも人民が一般に皇帝の勸説を奉じ、少なくとも四分の一に當るまで、麵麩の消費高を減ずるを得たらんには、強制的制限の如き、遂に之を施すの餘地を存せざりしやも、未だ知る可からず。公衆食事令并に各家庭に對する食事制限の勸告が實際に如何なる効果を及ぼしたるやを見るに、千九百十七年五月に於ける麵麩并に麥粉の消費量は前年五月と異ならざりしが、六月に於ては前年に比較して、三分五厘を減じ、七月に於ては七分を減じたり。是れ英國に於ける消費者の三分の一乃至四分の一を代表する六千人の小賣商人に就て、食糧監督官の蒐集したる統計に據れるものにして、節約の割合は小都會に於けるよりも、大都會に於て其大なるを見たり。

然るに其後に於ては、食物節約の效果必ずしも顯著なりとする能はざる一方に、

千九百十七年度の世界穀物の收穫は不良なること略ぼ明瞭と爲り、現に合衆國并に加奈陀は聯合諸國并に中立諸國に小麥を供給するに、著しき不足を來す可きを以て、前者の食糧管理官フーザー氏は米國人に向つて、一週間一封度の割合を以て、消費高を節減す可き旨を警戒し、斯くて英國に於て、從來以上に消費を節約するの必要は當面の要求と爲れり。此結果として實行せられたるは、千九百十七年十一月の命令にして、國民の職業に依て、其消費する麵麩の量を制限することを趣意とし、體力を要する農工業に従事する男子には一週間八封度、是等以外の産業に従事する男子には一週間七封度、無職業者又は座業に従事する男子には一週間四封度、八オンスとし、以上三種の階級に於ける女子には八封度、四封度、三封度、八オンスを以て、制限量とし、麵麩以外の穀物に就ては、十二オンス、肉類に就ては二封度、砂糖に就ては八オンス、牛酪、獸脂等に就ては十オンスを以て、制限量としたり。

食物消費制限に關する命令は大體以上の如き経過を以て、實行せられたるが、一方に食物を無用に消費する風習を廢棄するに就て、政府の苦慮する所亦少なしとせず。例へば千九百十七年五月以來公衆が小包郵便を以て、出征兵士に食物を贈與することを禁止し、食糧監督官の特許に依るの外、穀物を以て糊を製造することを禁止し、襯衣、卓子掛、ナプキン等は洗濯の際糊を施さざることを、したるが如き、其重なる事例を以て、目す可きものなり。

## 四

上記諸種の食糧政策たる要するに消費者の從來消費したる食物の量に制限を加へて、以て食物供給の不足を制せんとするものにして、殊に小麥の消費に對して、制限の履行せられたる事實を認むるを得べし。消費制限の履行固より不可なりとせず、然も其制限の履行せられて、需要供給に調節を告げ、食糧の代價に下落を來すには或る時期の経過するを必要とす可く、此期間消費者は一方に消費高を制限せられながら、此制限せられたる消費高を購入するに就て、尙ほ高價を支拂はざる可からずとすれば、精神的に將た又物質的に二重の損失を蒙らざるを得ず。茲に於てか消費者に對して、食物の消費量を制限すると共に、其最高價格を公定し、兩者の政策を併せ行ふは、國家として最も完全に消費者の利害を保護する所以なりとせざる可からず。千九百十六年十一月に至るまで、政府は單に砂糖の代價を支配

し、又外國より輸入する肉類并に小麥の代價に干渉し、他の輸入品并に一切の内國品に對しては、之を市場の成行に任せたり。然も代價の騰貴漸く甚だしきに至るや、其最高價格の決定を必要とするの議論は世間に勢力を占め、政府亦之に聽從せざる可からざるの形勢と爲れり。唯最高價格の決定は遂に貨物の生産を減縮し、其供給を抑制するに至らざるやの一事は政府の最も苦慮したる所にして、隨て各種の物資に就て生産費を調査し、之に相當の利潤を加へたるものを最高價格に充てんとし、先づ牛乳、馬鈴薯の二品に此方法を適用することゝしたり。

馬鈴薯に對しては、軍隊に於て食糧としての需要あり、爆發物に要する酒精製造の爲めに需要ある一方に、千九百十六年の收穫不良なりし爲めに、代價暴騰し、其貧民の生活に影響を及ぼすの故を以て、世人の注意を喚起したり。之に對して第一、政府は千九百十六年十一月命令を發し、英國に於て「エーカー」以上の土地に馬鈴薯を耕作する者をして其貯藏高を報告せしめ、第二、種子に必要な馬鈴薯は之を市場に賣却す可きものゝ内より控除し、全國に分配して、其耕作を普及するの用に供し、第三、千九百十七年一月九日の命令を以て、千九百十七年度の收穫に對して政

府自ら最低價格を保證し、千九百十七年九月十五日より千九百十八年一月三十一日に至るまで一噸百十五志、千九百十八年二月より三月に至るまで同上百二十志、其後の季節に於ては百三十志としたる爲め、農民中新に土地を馬鈴薯の耕作に供したるものゝ面積十萬エーカーに及び、收穫高の増加確實と爲れり。而して一方に食糧管理官は馬鈴薯の小賣代價を決定し、千九百十七年二月一日市場に於ては一封度に付き二片乃至二片半を唱へたるに拘はらず、之を一片半としたり。假に一封度一片半を以て計算せんか、一噸の代價は十四磅に當る可く、農業者に保證せられたる最低價格と此代價との差は運賃、卸賣人、小賣人等の利益に歸す可きなり。牛乳に就て見るに、開戦前倫敦に於ける小賣相場は一クオートに付き四片なりしが、千九百十六年九月には倫敦の北部并に東部に於て五片に、西部に於て六片に騰貴したり。而して此代價騰貴に基く利益は多く生産者の占むる所と爲り、小賣業者の利益と爲るを得ざりしは彼のエツキスプレス、デューヤリー會社の利益配當が千九百十三年の八分より、千九百十四年七分に、千九百十五年五分に減少したる一事に依て、之を知るに難しとせず。即ち牛乳卸賣業者の態度は甚だしく横暴を

極め、商務院の如き倫敦其他大都會に供給する牛乳は一ギャロンに付き一志四片を以て、相當の代價と認むることを公表したるに拘はらず、チエシヤー州農業組合は一志五片を要し、此代價にして承認せられざれば、牛乳を牛酪に供す可しとしたり。固より開戦後飼料の代價并に勞働賃銀の共に騰貴したるは明白の事實なりと雖も、之を以て上記の騰貴を認容するや否や、一個の問題とせざる可からず。此間に處して、商務院は千九百十六年十一月下旬命令を發し、牛乳の代價に二重の制限を設けたり。即ち代價は第一千九百十六年十一月十五日現在の程度より之を高からしめず、第二戦争前の同一月次に於ける代價に對して高貴なる程度を一定することを主眼とし、戦前の小賣代價一クオートに付き四片に對して二片を加重し、戦前の卸賣代價一ガロンに付き十二片乃至十三片に對して、五片半乃至六片半を加重することとし、更に一個月の後に至り、卸賣牛乳の代價を一ガロンに付き一志八片に引上げたり。然も斯る代價は果して農業者を苦しめ、産出高を抑制するの傾向なきや否やに就て、疑點の存するものありしを以て、六月に至り、食糧監理官の任命したる委員會は正當の代價を調査し、六月十五日より九月三十日に至るま

で、一クオート七片とす可きことを決定し、九月に至りて、之を改正し、十月以後翌年三月に至るまで倫敦に於ける牛乳の代價を八片に引上げ可しとしたり。

斯の如く政府は千九百十六年十一月より千九百十七年二月に至る間、牛乳并に小麥の代價を公定するの制度を實施し、敢て他の物資に對しては同様の處置に出でざりしが、千九百十七年四月十六日に至り、千九百十六年中收穫せられたる穀物の最高代價を公定する方針を決定し、小麥は一クオーターに付き七十八志、大麥は六十五志、燕麥は五十五志とし、更に五月小賣最高代價を公表し、殆ど一切の農産物にして日常食料品たるものを網羅したり。

斯く政府が食糧政策の歩を進むるに當り、一の注目す可き事實は千九百十七年六月ロンダ卿がデヴォンポート卿に代りて、食糧監理官の職に就くと共に、監理官の職權を擴張し、同官は(一)工場の生産物の全部又は一部に對し、其生産費に戦前の利潤率を加重したる金額を代價として支拂ひて、之を收用するを得、(二)此代價を決定するに當り、工場の帳簿を檢閲するを得、(三)商人に對しては其支拂ひたる代價に戦前標準の利潤を加へたる金額を交付して、其所有する物資を收用するを得るこ

と爲れり。當時「戰時事變労働者國民委員會」は物價調節に就て根本的政策を採用せざることを難じ、其方針として、(一)政府は一切の船舶并に運送機關を管理し、重要なる輸入食料品を總て買収すること、(二)政府は小麦、肉、馬鈴薯、牛乳の如き内國産食料品を買収し、其代價を一定すると共に、家庭に於て消費せらるゝ高を割當ること、(三)戦争中并に戦後六個月間政府は一ローフ六片以下の代價を以て麵麩を賣却すること、(四)政府は食糧管理の爲め、市廳に一機關を設し、労働者消費組合并に婦人産業組合の代表者をして之に参加せしむることの數條を決議し、政府に求むる所あるを以て、食糧監理官亦之に應じ、六月二十六日を以て、今後食糧の生産に關係ある産業の監督を履行す可く、代價は物資の生産并に分配に關係ある人に相當の利潤を與ふるの程度に於て決定す可きことを明言したり。故に斯る物價政策を實行するに就て、第一に必要と爲るは、貨物の生産并に取扱の費用を決定し、之を代價制限の標準に充つるの一事にして、此必要に應ずる爲め、食糧省内に生産費調査局を設け、帳簿検査を始め、材料蒐集の權能を與へ、斯くて調査したる生産費に戦前の正常利潤を加へたるものを取つて代價を制限することゝしたり。

## 十七世紀の英國に於ける利子論争 (其の六)

高橋 誠一郎

### (六) 所謂「自由貿易論者」の利子法定論是非

王政復古の議會に於ては、利子の法定限度を Charles 一世時代の八分に復舊せしめんと企圖したる者無きにあらずしも、結局、六分の利率を維持するに決せり (Charles II. c. 13)。貿易の上に及す利率法定の精細なる影響は當時の貿易状態に關し十分なる智識あるに非ざれば、之を估料すること決して容易の業に非ず。吾人は曩に「穩和なるマーカンチリズム」(L. Cossa's An Introduction to the Study of Political Economy. trans. L. Dyer. p. 203) 若しくは「折衷主義者」(J. K. Ingram's A History of Political Economy. 1907. p. 49) の一人として觀らる可き Sir Josiah Child の四分利子論を紹介し終れり、然らば彼れの後に出でたる所謂「自由貿易論者」の利子に對する意見如何。第十七世紀末に於ける所謂「自由貿易論者」とは誰ぞ。W. Roscher が其の Zur Geschichte